

2018年5月24日

各 位

会 社 名 明 星 電 気 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 田 成 人  
コ ー ド 番 号 6709 (東 証 第 二 部)  
問 合 せ 先 総 務 人 事 部 長 齋 藤 正 博  
(TEL 0270-32-1111)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、平成30年6月21日開催予定の第105回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上を目的として、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を進めており、その期限を平成30年10月1日と定めております。当社は、この趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的に株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合と同じ割合で、現行の235,560,000株を23,556,000株に変更いたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在)	132,796,338株
今回の併合により減少する株式数	119,516,705株
併合後の発行済株式総数	13,279,633株

(注)「今回の併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④併合後の発行可能株式総数

23,556,000株(併合前:235,560,000株)

(3) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主数	7,174名(100.00%)	132,796,338株(100.00%)
10株未満	109名(1.52%)	147株(0.00%)
10株以上	7,065名(98.48%)	132,796,191株(99.99%)

(注)上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様109名(所有株式数の合計147株)は、下記(4)記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うことになります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配します。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に記載のとおり、平成30年10月1日をもって、単元株式数および発行可能株式総数を変更するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) <b>第6条</b> 当社の発行可能株式総数は <u>235,560,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) <b>第6条</b> 当社の発行可能株式総数は <u>23,556,000</u> 株とする。
(単元株式数) <b>第7条</b> 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) <b>第7条</b> 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株 とする。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、前記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件とします。なお、本定款の一部変更は、会社法の規定に基づき株主総会の決議によらず行うものです。

4. 日程

平成30年5月24日	取締役会決議日
平成30年6月21日	本定時株主総会決議日(予定)
平成30年10月1日	単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日 (予定)
平成30年10月下旬	株主様へ株式併合割当通知発送(予定)
平成30年11月下旬	端数株式処分代金のお支払い(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日は平成30年10月1日の予定ですが、株式売買後の振替手続きの関係から、東京証券取引所において売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となる予定です。

以上

添付資料：(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

## (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についてのQ & A

### **Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。**

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### **Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。**

A 2. 株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では 10 株を 1 株に併合いたします。

### **Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。**

A 3. 全国証券取引所は、投資家の利便性向上を目的として、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その期限は平成 30 年 10 月 1 日と定めております。当社は、この趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格水準を維持し、また、株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について、10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

### **Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。**

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 30 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数 (1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます) となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決件数	所有株式数	議決件数	端数株式
例 1	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例 2	1,300 株	1 個	130 株	1 個	なし
例 3	1,054 株	1 個	105 株	1 個	0.4 株
例 4	666 株	なし	66 株	なし	0.6 株
例 5	5 株	なし	なし	なし	0.5 株

・例 1 に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。

・株式併合の効力発生後において、例 2 では 30 株、例 3 では 5 株、例 4 では 66 株が単元未満株式となります。従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度がご利用できます。

- ・例3では0.4株、例4では0.6株、例5では0.5株の端数株式相当分が生じます。この端数株式相当分につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は平成30年11月下旬頃お送りすることを予定しております。
- ・例5の株主様においては、株式併合によりすべての所有株式が端数株式になり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解賜りたいと存じます。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

**Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。**

A5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本は変わらないため、株式1株当たりの資産価値は10倍になります。株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

**Q6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

A6. 特段のお手続きの必要はございません。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更および株式併合に関し、ご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

フリーダイヤル：0120-782-031 受付時間：9:00-17:00（土日、祝日を除く）